（申請書に添付する書類）

第五十一条の三　法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　特定非営利活動法人等にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿（第四十八条第二号及び第九号に掲げる者にあつては、これらに準ずるもの）

二　路線を定めて自家用有償旅客運送を行おうとする者にあつては、路線図

三　（略）

四　地域公共交通会議、協議会又は第五十一条の七に規定する運営協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）において協議が調つていることを証する書類（第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、同号の地域公共交通計画）

（削る）

五・六　（略）

七　福祉自動車（第四十九条第二号イからトまでに掲げる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置その他の装置を有する自動車をいう。以下同じ。）以外の自動車を使用して福祉有償運送を行おうとする者にあつては、自家用有償旅客運送自動車の運転者その他の乗務員が第五十一条の十六第三項に規定する要件を備えていることを証する書類

八～十一　（略）

十二　特定非営利活動法人等が行う福祉有償運送にあつては、運送しようとする旅客の名簿

（運送の区域）

第五十一条の四　法第七十九条の二第一項第三号の運送の区域は、地域公共交通会議等を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、当該地域公共交通会議等において協議により定められた区域（第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、同号の地域公共交通計画において、当該自家用有償旅客運送を導入することが定められている区域）とする。

２　（略）

（自家用有償旅客運送者登録簿）

第五十一条の五　（略）

２　権限行政庁は、法第七十九条の三第三項の登録簿を当該権限行政庁の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（登録証）

第五十一条の六　権限行政庁は、法第七十九条の三第一項の登録をしたときは、申請者に次に掲げる事項を記載した自家用有償旅客運送者登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

一～五　（略）

六　事業者協力型自家用有償旅客運送にあつては、当該運送に協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所

（法第七十九条の四第一項第五号の協議が調つていないとき）

第五十一条の七　法第七十九条の四第一項第五号の協議が調つていないときとは、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る自家用有償旅客運送について次のいずれにも該当しないときとする。

（申請書に添付する書類）

第五十一条の三　法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行おうとする者にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿（第四十八条第二号及び第九号に掲げる者にあつては、これらに準ずるもの）

二　路線を定めて行う市町村運営有償運送を行おうとする者にあつては、路線図

三　（略）

四　市町村運営有償運送を行おうとする者にあつては、地域公共交通会議又は協議会において協議が調つていることを証する書類

五　公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行おうとする者にあつては、第五十一条の七に規定する運営協議会において協議が調つていることを証する書類

六・七　（略）

八　福祉自動車（第四十九条第三号イからニまでに掲げる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置その他の装置を有する自動車をいう。以下同じ。）以外の自動車を使用して福祉有償運送を行おうとする者にあつては、自家用有償旅客運送自動車の運転者その他の乗務員が第五十一条の十六第三項に規定する要件を備えていることを証する書類

九～十二　（略）

十三　公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送にあつては、運送しようとする旅客の名簿

（運送の区域）

第五十一条の四　法第七十九条の二第一項第三号の運送の区域は、地域公共交通会議、協議会又は第五十一条の七に規定する運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、当該地域公共交通会議、協議会又は運営協議会において協議により定められた市町村を単位とする区域とする。

２　（略）

（自家用有償旅客運送者登録簿）

第五十一条の五　（略）

（新設）

（登録証）

第五十一条の六　権限行政庁は、法第七十九条の三第一項の登録をしたときは、申請者に次に掲げる事項を記載した自家用有償旅客運送者登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

一～五　（略）

（新設）

（法第七十九条の四第一項第五号の合意していないとき）

第五十一条の七　法第七十九条の四第一項第五号の合意していないときとは、市町村運営有償運送にあつては法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る当該運送について地域公共交通会議又は協議会において、公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送にあつては同条の規定に